

マドリッド議定書出願人のための指定締約国官庁への手続きに関する情報

2015年12月

		欧州連合 (OHIM)
1. 出願時 —MM2 作成時の留意事項—		
1.1 出願人 (MM2, 2 欄)		
1.1.1	出願人を記載する際の注意事項 (MM2, 2 欄 (a), (b), (f) 又はこれに相当する様式及び電子様式)	なし
1.2 優先権主張 (MM2, 6 欄)		
1.2.1	部分優先 (基礎となる出願の一部に基づく優先権主張) が認められるか (はい/いいえ)	はい
1.2.2	複合優先 (複数の基礎となる出願に基づく優先権主張) が認められるか (はい/いいえ)	はい
1.3 標章 (MM2, 7~9 欄)		
1.3.1	登録可能な標章種別 (団体商標、証明商標、保証商標)	団体標章は CTM 規則によって想定されている。証明標章及び保証標章は CTM 規則によって想定されていない。
1.3.2	1.3.1 の種別に応じて、求められる証明書があるか (はい/いいえ)。求められる証明書がある場合、提出時期及び方法	はい 団体標章に関しては、名義人は IB による指定の通知から 2 ヶ月以内に OHIM に直接、標章の使用を規定する規則を提出しなければならない (共同体商標規則第 67 条および実施規則の規則 121)。
1.3.3	登録可能な非伝統的商標の種類 (立体、音、単色、位置、トレードドレス等) 及びそれらに係る要件	立体、トレード・ドレス、音響、それ自体の色彩、位置、トレーサー、動き、ホログラム、図柄は、それらに独自性があり、図式化することができるという条件で、登録資格がある。位置、動き、複数の色彩、ホログラムについては、保護の範囲を明確にするために当該標章の説明が必要である。嗅覚の標章は、図式化できないので登録資格がない (方式指針を参照されたい)。 https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/trade_marks_practice_manual/WP/Part-B/02-part_b_examination_section_2_formalities/part_b_examination_section_2_formalities_en.pdf
1.3.4	標章の記述 (description) を求める (求める/求めない)。求める場合、記載例	不要。ただし、位置、動き、複数の色彩についての色彩それ自体、ホログラムについては除く。
1.3.5	標章の記述が求められる場合であって、MM2 に標章の記述を記載できない	OHIM は国際商標のシャドー・レジスタを認めていないので、国際登録簿にない説明は OHIM に追加できない。

	場合の出願人の対応方法	
1.3.6	標準文字制度があるか(ある/なし)。ある場合、どのような文字が標準文字の対象か (MM2, 7 欄(c))	ある。ラテン文字、キリル文字、ギリシャ文字。
1.3.7	MM2, 8 欄(COLOR CLAIMED)に関する留意事項	なし
1.3.8	MM2, 9 欄(MISCELLANEOUS INDICATIONS)に関する留意事項	9 d)、e)、g)に当てはまる場合は、記入しなければならない。
1.4 商品・役務の記載 (MM2, 10 欄)		
1.4.1	指定商品・役務の記載に関する留意事項	OHIM は商品・サービスのリストにおいて曖昧な用語を認めない(分類指針を参照されたい) https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/trade_marks_practice_manual/WP/Part-B/03-part_b_examination_section_3_classification/part_b_examination_section_3_classification_en.pdf
1.4.2	官庁で受け入れ可能な商品・役務表示を確認できるウェブサイトのリンク	http://tmclass.tmdn.org/ec2/?lang=en
1.5 標章を使用する意思の宣言		
1.5.1	出願時に使用意思の宣言が必要か(必要/不要)。必要な場合、提出方法	不要
1.6 追加的な特徴		
1.6.1	ある場合には記載する(先行権(seniority))	出願人が、国際出願又は事後指定において EU を指定するとき、加盟国で登録された先の標章の先願権を主張することができる。そのような主張は、国際出願又は事後指定の請求に対し MM17 様式を添付することによってなされなければならない。先願権クレームのサポートにおける証明書又は書類を添付してはならない。その代わり、IR (国際登録) 名義人は、IR の最終的受理の OHIM 公開直前に加盟国で登録された先の標章の先願権も主張することができる。
2. (各国・機関における) 指定通報受領後の手続		
2.1 官庁による公報		
2.1.1	官庁による公報発行の有無(はい/いいえ)	はい、欧州共同体商標(CTM)官報
2.1.2	ある場合、公報には何が記載されるか	以下のリンクで欧州共同体商標官報の「便覧」のリンクを参照されたい http://oami.europa.eu/pdf/mark/vademecum-ctm-en.pdf
2.1.3	ある場合、ウェブサイトへのリンクはあるか	https://oami.europa.eu/eSearch/#advanced/bulletins
2.2 実体審査		
2.2.1	官庁は実体審査を行うか(はい/いいえ)	はい

	え)	
2.2.2	実体審査を行う場合、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の双方を職権で審査するか	職権による審査は登録手続き中、絶対的理由にのみ基づく。
2.2.3	官庁は、部分拒絶を行うか	はい
2.2.4	審査基準に関する情報（ウェブサイトのリンク）	https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/trade_marks_practice_manual/WP/Part-B/04-part_b_examination_section_4_absolute_grounds_for_refusal/part_b_examination_section_4_absolute_grounds_for_refusal_en.pdf https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/trade_marks_practice_manual/WP/Part-B/04-part_b_examination_section_4_absolute_grounds_for_refusal_collective_marks_en.pdf
2.3 異議申立		
2.3.1	異議申立の i) 起算日及び ii) 期間	欧州共同体商標官報で初めて公開された日以降 6 ヶ月～9 ヶ月の間に国際登録に対して異議申し立てを行うことができる。
2.3.2	異議を申し立てることができる者	先の権利又はその実施許諾の名義人（CTMR 第 8 条(4)の場合には国内法も参照されたい）
2.3.3	異議申立の機会、保護認容声明（共通規則 18 規則の 3 に基づく）の前か後か	できない。保護認容声明の発表後は、無効の訴え又は侵害訴訟手続きにおける反訴に基づいて利用できるのは IR の効力無効のみである（CTMR 第 158 条及び 53 条）。
2.4 第三者による意見陳述／情報提供の仕組み		
2.4.1	第三者による意見陳述／情報提供の仕組みがあるか	ある
2.4.2	ある場合、意見陳述／情報提供の i) 起算日及び ii) 期間	異議申し立てが行われた場合、異議申し立てが公開されている限り、異議申し立て期間終了までだが、国際事務局へ拒絶を通知するための 18 ヶ月の期限を過ぎてはならない。
2.4.3	ある場合、意見陳述／情報提供を行える者	自然人又は法人（CTMR 第 40 条）
2.5 暫定拒絶通報		
2.5.1	暫定拒絶通報の言語	国際事務局によって通知された国際出願書類の言語が、OHIM が条件付き拒絶をするために用いられることになる。英語、フランス語又はスペイン語のどれかになる。
2.5.2	領域指定の通報が官庁に送付された日から、暫定拒絶通報の発送までの期間(12月/18月)	18 ヶ月
2.5.3	マドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言があるか(はい/いいえ) *18 ヶ月の期間経過後に異議に基づく暫定的拒絶の通報が行われる可能性がある旨の通報	ない
2.5.4	指定通報日から First Office Action までの平均処理期間	15 日間
2.5.5	暫定拒絶通報への応答期限の i) 起算日、ii) 期間、iii) 末日	a) OHIM が条件付き拒絶を発行する日から期間が始まる（CTMIR 規則 112(1)） b) 2 ヶ月（延長される）

	* i) 起算日の例: 官庁が暫定拒絶通報を発送した日/国際事務局が暫定拒絶通報を発送した日/名義人が暫定拒絶通報を受領した日 *iii) 末日の例: 名義人が応答を発送した日/官庁が応答を受領した日	c) 2ヶ月後の、その通知の発効日と同じ数字の日。該当するその後の月に同じ数字の日がなければ、その期間は当該月の末日で終了するものとする (CTMIR 規則 70)。
2.5.6	暫定拒絶通報への応答期限の延長が可能か(はい/いいえ)。可能な場合は延長可能期間及び手続	できる。原則としてもう2ヶ月間。特定の状況下ではもっと長い。その請求は当該期限終了日までに書面で提出しなければならない。
2.5.7	暫定拒絶通報に応答する際に必ず現地代理人が必要か(はい/いいえ)	必要。IRの名義人がEUの域内に所在している場合を除く。
2.5.8	暫定拒絶通報に応答する際に名義人が直接官庁へ手続可能か(はい/いいえ)	名義人がEUの域内に所在していればできる。
2.5.9	MM6 提出による Limitation で、国内手続としても補正として認められるか(はい/いいえ)	IRの名義人は条件付き拒絶に回答する期限内に国際事務局へ提出したMM6のコピーを送付すべきである。
2.5.10	MM6 が暫定拒絶の回答と認められる場合、提出期限等について留意事項があるか。 (例えば、MM6 が暫定回答期限内に国際事務局に提出されている必要がある、又は回答期限内に国際事務局から官庁に Limitation 通報が送付されている必要がある等)	MM6 のコピーを受領した時点で、その出願は国際事務局によってその限定が記録され OHIM に通知されるまで保留される。
2.6 拒絶査定不服審判		
2.6.1	拒絶査定不服審判の請求可能時期	拒絶査定のお知らせから2ヶ月以内
2.6.2	拒絶査定不服審判の請求先の官庁	審判委員会
2.6.3	拒絶査定不服審判に関する情報 (ウェブサイトのリンク)	https://oami.europa.eu/ohimportal/en/ctm-appeal
3. 指定国官庁による保護認容声明後の手続		
3.1 登録		
3.1.1	保護認容声明(共通規則 18 規則の3に基づく通報)以外の、国内法に基づく登録査定の発送があるか(はい/いいえ)。ある場合、送付先(名義人/IB代理人)	送付されない
3.1.2	i) 登録証(registration certification)の自動的な発行はあるか(はい/いいえ)。ある場合、送付	i) 発行されない ii) できない

	先(名義人/IB代理人)。 ii) 登録証の自動的な発行がない場合、発効するよう要求することは可能か(はい/いいえ)。可能な場合、請求方法	
3.1.3	登録に関する留意事項 (例えば、料金の支払等)	なし
3.1.4	登録維持に関する留意事項(取引における使用に係る宣誓書の提出等)	IRの名義人は当該標章の受理後5年以内に当該標章を本当に使用しなければならない。
3.2 代替		
3.2.1	官庁が(国内登録簿に)国際登録を記載する手続を行うため、申請書の提出を求めるか	はい
3.2.2	申請書の提出が可能なタイミング (出願中・登録後等)	国際事務局によるEU指定の通知後はいつでも
3.2.3	官庁が(国内登録簿に)国際登録を記載するために費用はかかるか	かからない。無料である
3.2.4	代替の判断はいつされるのか	その代替はCTM登録簿に入り、CTM官報で公開される。平行して、国際事務局に通知され、国際事務局はそれを公報で公開する。
3.2.5	代替された国内登録と国際登録は併存するか	できる
4. その他		
4.1 無効審判		
4.1.1	無効審判の請求可能時期	無効性については、保護認容声明が発行されたらいつでも提起できる。
4.1.2	無効審判を請求できる者	拒絶の絶対的理由に基づく無効性は自然人又は法人によっても提起できる。拒絶の相対的理由に基づく無効性は権利の名義人又はライセンシーによって、もしくは適用できる国内法によって定められたように提起できる。無効性の手続が開始されるという根拠で異議申し立てよりも早い先の権利がある。無効性は侵害手続における反訴として訴えられることもある。
4.1.3	無効審判の請求先	無効性は当該官庁に直接請求できる。 侵害手続における反訴として行われる無効性請求の場合、侵害手続を処理するEU共同体商標裁判所が管轄機関となる。
4.1.4	無効審判に関する手続(ウェブサイトのリンク)	有効な請求によって、当事者間のやりとりによる相反した手続が始まる。手続が終了した後、取消部が第一審判決を出すそれは審判委員会に上訴することができる。
4.2 不使用取消審判		
4.2.1	不使用取消審判の請求可能時期	不使用に基づく取消は、IRの受理後5年たって初めて出願できる。
4.2.2	不使用取消審判を請求できる者	自然人又は法人
4.2.3	不使用取消審判の請求先	当該官庁、又は、侵害手続における反訴としてなされた取消の場合は、侵害手続を処理する共同体商標裁判所が管轄機関となる。
4.2.4	不使用取消審判に関する手続(ウェブサイトのリンク)	有効な請求によって、当事者間のやりとりによる相反した手続が始まる。手続が終了した後、取消部が第一審判決を出すそれは審判委員会に上訴することができる。

4.3 商標権者又は使用権者の不正使用による取消審判		
4.3.1	不正使用による取消審判の請求可能時期	紛らわしい使用の取消についての手続きのみ
4.3.2	不正使用による取消審判を請求できる者	自然人又は法人
4.3.3	不正使用による取消審判の請求先	当該官庁、又は、侵害手続きにおける反訴の場合は、侵害手続きを処理する共同体商標裁判所が管轄機関となる。
4.3.4	不正使用による取消審判に関する手続（ウェブサイトのリンク）	有効な請求によって、当事者間のやりとりによる相反した手続きが始まる。手続きが終了した後、取消部が第一審判決を出す但それは審判委員会に上訴することができる。
4.4 その他、審判に関する情報		
4.4.1	その他、審判に関する情報	
4.5 国際登録の一部又は全部の効果の終了		
4.5.1	保護された国際登録の一部又は全部が無効審判等を理由に取り消された場合において、共通規則第 19 規則に基づく無効の通報が国際事務局へ送付される時期	査定され次第すぐに
4.6 マドリッド議定書第 9 条の 5 に基づく国際登録から国内又は広域出願への変更		
4.6.1	変更に関する留意事項(ある場合) 手数料の支払いが必要な場合、手数料の額	変更権のある新しい共同体商標は、本国官庁の請求時に国際事務局による取消の記録から 3 ヶ月以内に出願できる。手数料は新しい共同体商標出願の通常の出願手数料である。取り消された IR が取消発生時に既に OHIM によって受理されていたなら、変更権のある新しい共同体商標は再審査されることはなく、異議申し立てのために公開される。
4.7 追加的な特徴		
4.7.1	ある場合には記載する (“Conversion” 等)	拒絶された、又は効力を停止される IR は、EU 加盟国における国内商標出願、もしくは、EU の表記の日付又はもしあれば優先権の日付を享有しているマドリッド議定書加盟各国の表記に変更できる (CTMR 第 159 条)。
5. マドリッド議定書の申し立て		
5.1	第 5 条(2)(b)に基づく拒絶通報のための期間を 18 箇月に延長する旨の宣言 (宣言している/宣言していない)	宣言している
5.2	第 5 条(2)(c)に基づく 18 箇月経過後になされた異議申立に基づく拒絶通報を行うための宣言 (宣言している/宣言していない)	宣言していない
5.3	第 8 条(7)(a) に基づく個別手数料に関する宣言 (宣言している/宣言していない)	宣言している

5.4	協定及び議定書第9条の4に基づく二以上の国である締約国の共通の官庁に関する通報（通報している／通報していない）	通報していない
5.5	協定第14条(2)(d)に基づく宣言（条約の効力が発生する以前に効力を有していた国際登録に基づく事後指定を認めない旨の宣言）（宣言している／宣言していない）	宣言していない
5.6	議定書第14条(5)に基づく宣言（条約の効力が発生する以前に効力を有していた国際登録に基づく事後指定を認めない旨の宣言）（宣言している／宣言していない）	宣言していない
5.7	共通規則第7規則に基づく通報（標章を使用する意思の宣言書を要求する旨の通報）（通報している／通報していない）	通報していない
5.8	共通規則第17規則(5)(d)に基づく通報（官庁に対する手続が全て完了していない場合であっても、国際事務局に対して拒絶に係る決定の通知を行う旨の通報）（通報している／通報していない）	通報していない
5.9	共通規則第17規則(5)(e)（職権による暫定拒絶通報は、官庁に対する再審査の対象とならない旨の通報）（通報している／通報していない）	通報していない
5.10	共通規則第20規則の2(6)(a)に基づく宣言（ライセンスの記録を国内法令が定めていないために、国際登録簿におけるライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言）（宣言している／宣言していない）	宣言していない
5.11	共通規則第20規則の2(6)(b)に基づく宣言（ライセンスの記録を国内法	宣言していない

	令が定めているが、国際登録簿におけるライセンスの記録は効力を有しない旨の宣言) (宣言している／宣言していない)	
5.12	共通規則第34規則(2)(b) (国際事務局に支払うべき手数料を (国際事務局に代わって) 徴収し、及び (国際事務局に) 転送する旨の通報) (通報している／通報していない)	通報していない
5.13	共通規則第34規則(3)(a) (個別手数料が二つの部分から構成される旨の通報) (通報している／通報していない)	通報していない